

## 第八四回

### 参第一二号

児童福祉法の一部を改正する法律（案）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の九の次に次の二条を加える。

第二十一条の十 都道府県知事は、血友病、悪性新生物その他その治療が長期間にわたり、かつ、その治療に高度の知識及び技術を必要とする疾病として厚生省令で定める疾病にかかっている児童に対し、その治療のために必要な医療（以下「小児慢性特定疾患医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて小児慢性特定疾患医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、小児慢性特定疾患医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

小児慢性特定疾患医療の給付は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

小児慢性特定疾患医療の給付は、厚生大臣が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定小児慢性特定疾患医療機関」という。）に委託して行うものとする。

厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてはその主務大臣の同意を得て、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてはその開設者の同意を得て、第一項の規定による小児慢性特定疾患医療を担当させる機関を指定する。

指定小児慢性特定疾患医療機関が、次項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定小児慢性特定疾患医療機関に小児慢性特定疾患医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

第二十一条並びに前条第六項及び第八項の規定は、指定小児慢性特定疾患医療機関について、第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、小児慢性特定疾患医療の給付について、第二十一条の五の規定は、小児慢性特定疾患医療に要する費用について準用する。

第五十条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第二十一条の十の措置に要する費用

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十六号中「及び同法第二十一条の九第二項第一号の医療」を「、同法第二十一条の九第二項第一号の医療及び小児慢性特定疾患医療」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

3 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「業務の外」を「業務のほか」に改め、「同法第二十一条の九第九項及び」の下に「第二十一条の十第七項並びに」を加える。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「身体障害児及び」を「身体障害児、」に改め、「骨関節結核その他の結核にかかつている児童」の下に「及び血友病その他の小児慢性特定疾患にかかつている児童」を加える。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「療育の給付」の下に「、小児慢性特定疾患医療の給付」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

6 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「療育の給付」の下に「、小児慢性特定疾患医療の給付」を加える。

## 理 由

血友病その他の小児慢性特定疾患にかつている児童の福祉を図るため、その者に対し、医療の給付等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、五十七億円の見込みである。